

法改正 情報	2023 年度版 みんなが欲しかった！ 社労士の問題集
-------------------	--

10272

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
労災	Part1 209 (45)	イ 解説文 3 行目	(171, 650円)	(<u>172, 550</u> 円)
厚年	Part2 231 (3)	下から 8 行目	「47万円」	「47万円(<u>令和 5 年度から48万円</u>)」
	Part2 264 (36)	E 最終行	月額55, 000円	月額 <u>50, 000</u> 円
	Part2 265 (37)	D 解説文 3 行目	47万円	<u>48万円</u>
	Part2 265 (37)	E 解説文 3 行目	$(480, 000円 + 100, 000円 - 470, 000円) \times 1/2 = 55, 000円$	$(480, 000円 + 100, 000円 - 480, 000円) \times 1/2 = 50, 000円$
	Part2 278 (50)	B 2 行目	47万円	<u>48</u> 万円
	Part2 279 (51)	B 解説文 3 行目	(47万円)	(<u>48万円</u>)
		C 解説文 1 行目	20, 000円	<u>15, 000</u> 円
		C 解説文 2 行目	$(360, 000円 + 150, 000円 - 470, 000円) \times 1/2 = 20, 000円$	$(360, 000円 + 150, 000円 - 480, 000円) \times 1/2 = 15, 000円$
	Part2 289 (61)	《Aについて》本文 3 行目	47万円	<u>48万円</u>

以 上

法改正 情報	2023 年度版 みんなが欲しかった！ 社労士の問題集
-----------	-----------------------------

10272

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
労災	Part1 180 (16)	(8) 2～3行目	心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	心停止（心臓性突然死を含む。）、 <u>重篤な心不全</u> 若しくは <u>大動脈解離</u> 又はこれらの疾病に付随する疾病

以 上

法改正 情報

2023 年度版 みんなが欲しかった！ 社労士の問題集

10272

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	Part1 291 (29)	B の解説文	失業認定申告書に添えるのは、「雇用保険被保険者離職票」ではなく、「 雇用保険受給資格者証 」である。	失業認定申告書に添えるのは、「雇用保険被保険者離職票」ではなく、「 雇用保険受給資格者証 」である。 <u>また、当該受給資格者が雇用保険受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、「雇用保険受給資格者証」を添えるのではなく、「個人番号カード」を「提示」する。</u>
		E の解説文 3～4 行目	雇用保険受給資格者証に添えて提出しなければならない	雇用保険受給資格者証に添えて（当該受給資格者が雇用保険受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、 <u>個人番号カードを提示して</u> ）提出しなければならない
	Part1 302 (40)	設問文 2 3 行目	雇用保険 C に必要な事項	雇用保険 C （ <u>個人番号カードを提示して上記 1 の提出をした者であって、雇用保険受給資格通知の交付を希望するものにあっては、雇用保険受給資格通知</u> ）に必要な事項
		設問文 3 2～3 行目	雇用保険 C を添えて提出した上、	雇用保険 C を添えて（ <u>当該受給資格者が雇用保険受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、個人番号カードを提示して</u> ）提出した上、
	Part1 303 (41)	「解説」の 5 行目	雇用保険 [②受給資格者証]（C）である。	雇用保険 [②受給資格者証]（C）（ <u>個人番号カードを提示して設問文 1 の提出をした者であって、雇用保険受給資格通知の交付を希望するものにあっては、雇用保険受給資格通知</u> ）である。
		「解説」の 7～8 行目	すでに交付を受けている [②受給資格者証]（C）を提出して	すでに交付を受けている [②受給資格者証]（C）を提出（ <u>当該受給資格者が雇用保険受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、個人番号カードを提示</u> ）して

科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	Part1 324 (62)	B の 2～3行目	雇用保険受給資格者証等を添えて 管轄公共職業安定所の長に提出	雇用保険受給資格者証等を添えて (当該受給資格者が受給資格通知 の交付を受けた場合にあっては、 必要な書類の添付に併せて個人番号 カードを提示して)管轄公共職業 安定所の長に提出
	Part1 325 (63)	B の解説文 2～3行目	雇用保険受給資格者証等を添えて 管轄公共職業安定所の長に提出	雇用保険受給資格者証等を添えて (受給資格者、高年齢受給資格者 又は特例受給資格者がそれぞれ受 給資格通知、高年齢受給資格通知 又は特例受給資格通知の交付を受 けた場合にあっては、必要な書類 の添付に併せて個人番号カードを 提示して)管轄公共職業安定所の 長に提出
健保	Part2 74 (74)	B 2行目	40万8千円	48万8千円
	Part2 75 (75)	B の解説文 最終行	42万円	50万円

以 上